

令和 6 年 2 月

(第 2 回)

京都府教育委員会會議録

1 開 会 令和6年2月22日 午前9時30分
閉 会 令和6年2月22日 午前10時30分

2 出席委員等

前川教育長 小畠委員 千 委員

鈴鹿委員

3 欠席委員

安岡委員 藤本委員

4 出席事務局職員

大路 教育次長 村山 教育監

仲井 管理部長 相馬 指導部長

高橋 管理部理事 吉岡 教職員人事課長

中村 学校教育課長 杉本 社会教育課長

山本 総合教育センター所長 門脇 総務企画課主幹兼係長

久江 総務企画課副主査

5 議事の大要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 報告事項

ア 令和5年度京都府いじめ調査（2回目）の結果について

【村山教育監の報告】

○ まず、資料2頁を御覧いただきたい。

調査対象、調査方法、調査の実施及び結果の集計等については、資料に記載のとおりであり、今回の2回目の調査は、2学期に実施しているものである。

資料3頁・4頁を御覧いただきたい。

小中学校の結果から報告する。

まず、小学校の認知・解消・未解消状況及び重大事態について報告する。

認知件数は7,702件（前年度2回目は7,815件（以下、（ ）内の数値は前年度2回目のものを表すものとする。））で、対前年度2回目比では113件減少したものの、1,000人当たりの認知件数は138.3件であり、プラス0.7件と若干増加している。

解消件数は173件で、認知件数の2.2%となっている。

未解消の区分では、「見守り」が5,398件で、その大半を占めている。

なお、重大事態は発生していない。

続いて、中学校の認知・解消・未解消状況及び重大事態について報告する。

認知件数は833件（727件）で、対前年度2回目比では106件増加し、1,000人当たりの認知件数では29.3件となり、プラス4.1件と増加している。

解消件数は58件で、認知件数の7.0%となっている。

未解消の区分では、「見守り」が535件で、中学校においてもその大半を占めている。

なお、重大事態は発生していない。

次に、いじめの態様である。

小中学校とも、前年度同様に最も多いのが、①の「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことが言われる。」であり、小学校4,526件（4,362件）、中学校が566件（479件）となっている。

⑨の「その他」での主な内容は、「自分の方を見られ、話をされている気がする。」や「ゲームで遊んでいるとき、集中して狙われた。」等であった。

次は、未調査者の状況である。

小学校においては、未調査者は261人で、その主な理由としては、「フリースクール等の学校以外の施設に通所」が177人（167人）であり、未調査者数の67.8%（59.0%）を占めている。

中学校においては、未調査者は175人であり、その主な理由としては、小学校と同様に、「フリースクール等の学校以外の施設に通所」が89人（109人）であり、未調査者の50.9%（56.2%）を占めている。

また、小中学校とも、「その他」を理由としている場合の内容は、「母国に

帰国中」「家族で外国に在住」等である。

次に、府立高等学校及び特別支援学校の調査結果について報告する。

まず、高等学校の認知・解消・未解消状況及び重大事態について報告する。

全日制・定時制・通信制を合わせた高等学校全体での認知件数は185件（201件）で、対前年度2回目比では16件減少し、1,000人当たりの認知件数では6.6件となり、マイナス0.4件と若干減少している。

解消件数は、高等学校全体で12件であり、認知件数の6.5%となっている。

未解消の区分では、「見守り」が91件と最も多く、「要支援」が54件、「要指導」が28件である。

なお、重大事態が全日制で2件発生しており、この2件について報告する。

1件目は、態様としては、⑦の「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりしている。」に該当するもので、更には「いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。」と認められ、1号事案として対応している事案である。

学校に対して態様⑦に該当する内容の通告があり、学校がいじめ事案として認知して本人及び保護者から事情聴取を行い、関係生徒への指導も実施した結果、「いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」と認められたものである。

2件目は、態様としては、①の「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」、②の「仲間はずれ、集団による無視をされる。」に該当するもので、認知後、学校で対応していたが、被害生徒の欠席が続いてその日数が30日となり、「いじめにより相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。」と認められたことから、2号事案として対応している事案である。

学校に対して保護者から態様①及び②に該当する内容の訴えがあり、学校がいじめ事案として認知して対応を進めていたが、被害生徒の欠席日数が累計30日に至ったものである。

現在は、両事案においてもいじめは止んでおり、被害生徒は学校や保護者の支援により、通常の学校生活を送っている。

続いて、特別支援学校の認知・解消・未解消状況及び重大事態について報告する。

認知件数は71件（62件）で、対前年度2回目比では9件増加し、1,000人当たりの認知件数では41.0件となり、プラス5.0件と増加している。

解消件数は7件で、認知件数の9.9%となっている。

未解消の区分では、「見守り」が42件と最も多く、「要支援」が11件、「要指導」が11件である。

なお、重大事態は発生していない。

次に、いじめの態様である。

高等学校、特別支援学校とも、最も多いのは、①「ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」であり、高等学校が125件（128件）、特別支援学校が36件（31件）である。

次に、未調査者の状況である。

高等学校から報告する。

高等学校全日制においては、未調査者は76人で、その主な理由としては「進

路変更（転学・退学）の手続中である。」が29人（22人）で最も多く、未調査者数の38.2%（28.6%）を占めている。

高等学校定時制においては、未調査者は5人で、その主な理由としては「保護者や生徒が調査に応じられる状況がない。」が3人（4人）で、未調査者数の60.0%（33.3%）を占めている。

特別支援学校においては、未調査者は15人で、その主な理由としては「保護者や本人が調査に応じられる状況がない。」が4人（1人）で、未調査者数の26.7%（33.3%）、「病気、入院等により調査ができない。」が4人（1人）で、未調査者数の26.7%（33.3%）となり、こうした理由が全体の半数以上を占めている。

以上が、校種別のいじめ調査の集計結果である。

なお、令和4年度から今回までの調査結果をA3の資料として一覧表にしているので、御覽置きいただきたい。

【質疑応答】

○ 鈴鹿委員

いじめの認知件数の割合について、同じ校種の場合、多い学校や少ない学校があるのか。それとも同じような割合なのか。

○ 村山教育監

いじめの定義は「人間関係の中で心身の苦痛を感じるもの」となっており、そのようなことは学校生活を送る上で子どもたちが経験することであり、学校の特色等によって多い少ないが一概に言えるものではなく、どの学校にも満遍なく発生している事象として丁寧に把握することに努めている。

○ 小畠委員

いじめの調査は、いじめの芽を小さいうちに掴まえ、大きくならないように摘み取っていくという意味でも大事なことである。

また、そういうことを言いやすい風土があるということが、いじめの潜在化を防ぐことにもなる。

このような見方をすれば、認知件数は多いほど良いと言うことができ、京都府の認知件数が全国平均よりも多いということは、肯定的に評価できるものである。

しかしながら、いじめの認知件数は、児童生徒が「嫌な思いをした」と回答した件数でもあるため、実際には多いほど良いというものではなく、これを少なくしていくけば、重大事態等に発展する確率も当然に減る訳であり、そういうことも理解した上で実態を捉えなければならない。

よって、件数を少なくすることも大事であるが、徹底しすぎると自由な雰囲気がなくなり、いじめの芽を発見しづらくなるため、認知件数の大小の評価は非常に難しく、京都府としては、自然体で発見された芽をしっかりと摘んでいくことが大事であると思う。

そういう意味で言えば、認知件数は多い少ないのみで評価するのではなく、いじめに対する児童生徒又は教員の感応度の指標と捉えるべきでないか。

児童生徒の感応度が高ければ、多くの芽が出てくる一方、教員の感応度で見るといじめの芽があるのではないかということを早めに察知しているかがわかるものであり、両者の感応度の差が大きいことは非常に問題があり、両者の

感応度が似通っていると非常に良いクラスマネジメントができていると見ることができる。

例えば、クラスのアンケートで10件を認知したとして、担任教員が「そんなにあるのか」とびっくりする場合と、半分以上は既に把握済みである場合とでは、マネジメントに大きな差がある。

担当教員の把握率が高ければ、観察力が優れ、感応度も高いということであり、いじめを無くすクラス運営につながっていくと思う。

よって、この数字については、事前にグリップしている比率がどれくらいあり、クラスや学校によってばらつきがあるのか否かにより、見方が異なる。

大変ではあるが、このような見方で認知件数を分析すれば、この数字も生きてくるのではないかと思うので、参考としていただきたい。

○ 村山教育監

文部科学省が毎年度実施する「児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査」の中で、学校がいじめを発見した割合を見れば、京都府は全国で5番目に高い状況である。

その背景には、いじめを初期の段階で丁寧に把握し、適切な対応につなげるという早期発見・早期対応を常に呼び掛けており、こうした指導により、各学校が聞き取り等を丁寧に行い、早期の認知に積極的に取り組んでいることが結果として表れ、アンケート調査においても認知件数が多い結果となっていると捉えている。

また、御指摘の教員の見る力についても、全国的に見ても上位であると認識している。

一方、最近における認知件数については、一時期コロナ禍で減少していたものの、現在は増えてきており、コロナ禍以前の数字に近くなつた状況である。

しかしながら、コロナ禍以前よりは件数が少ないとから、本当にいじめが少なくなっているのか、潜在化して掴み切れていないのか、しっかりと分析が必要であると思っている。

学校という集団生活においては、けんかやふざけ合いを含め、「嫌な思いをすること」を完全にゼロにすることは困難であり、京都府としては、集団で生活する上で多くの児童生徒が経験する「嫌な思いをしたこと」を初期の段階で認知して適切に対応し、早期解消につなげていくことが大事であると考えており、今後においても、いじめの早期認知や組織的対応に取り組んでいきたい。

○ 千委員

アンケート調査での1,000人当たりの認知件数は、小学校の場合、中学校等と比べ、群を抜いて多い。

いじめの芽は小さいうちに摘むことが大事ではあるが、例えば、小学校のいじめの態様の中で突出して多い、「冷やかしやからかい」や「軽くぶつかれる」等については、本当にいじめなのか気になる思いもある。

こうした態様は、低年齢の小学生であるが故、とも捉えられる。

また、アンケート調査となれば、何か書かなくてはいけないと思ってちょっとしたことも書いてしまい、そうしたことで子どもの間で距離感が出たり、何も言えなくなったり、大人でもそうであるが、触ってはいけないみたいな雰囲気になつたり、ということが発生しないかが気になる。

その折り合いが上手く付けば良いが、毎年度こうしたアンケート調査を実施

すれば、皆が遠巻きになってしまわないか、その辺りが心配である。

○ 村山教育監

御指摘の態様はふざけ合い等の中でも見られ、そうした中で人間関係ができる、又は人格形成につながる部分もあることから、大事にしなければならないが、全国的に見れば、報道もされているとおり、ささいなことが端緒となっていじめの重大事態に発展する状況も見られる。

法律上、このような態様がいじめと定義付けられ、拾い上げて対応していく仕組みとなっており、子ども同士の関係にも影響を及ぼさない形で個々の状況に応じて指導するとともに、人格形成にもつなげていくことを重視する姿勢を取り組んでいきたい。

イ 令和6年度「学校教育の重点」及び「社会教育を推進するために」について

【中村学校教育課長の報告】

○ 令和6年度の「学校教育の重点」について報告する。

表紙に『令和6年度「学校教育の重点」及び「社会教育を推進するために」について』と題した資料を御覧いただきたい。

まず、策定趣旨から説明する。

「学校教育の重点」及び「社会教育を推進するために」については、京都府が10年計画として「第2期京都府教育振興プラン」を設定していることから、このプランに示された基本理念を実現するため、毎年度、学校や地域社会などの教育現場において、重点的に取り組むべき事項をまとめている冊子である。

配付先については、公立学校の全教職員、市町（組合）教育委員会、社会教育関係者、PTA等であり、本年度内に配付し、来年度当初の学校の職員会議等でしっかりと説明していただき、令和6年度の取組内容を確認していただくことを想定している。

それでは、「学校教育の重点」の内容を説明する。

別冊の『令和6年度「学校教育の重点」』を御覧いただきたい。

1頁については、下段に『「学校教育の重点」を学校運営に活かす方法について』を掲載しているもので、元々はPDCAサイクルを回していくことを記載していたが、今回はPDCAのプランを作成する前に、まず各学校の管理職がリサーチ（Research）とビジョン（vision）をしっかりと策定した上でPDCAサイクルを回していくことを新たに掲載している。

続いて、2頁から4頁については、具体的に取り組む推進施策を更新・充実させているもので、5頁以降については、その各推進施策を具現化するための大切なことを掲載している。

5～6頁では、「京都府学力・学習状況調査～学びのパスポート～」の結果等を踏まえ、学習指導に関する記載内容を充実させており、例えば、5頁の下段には、探究的な学びや課題解決型な学習が大事であることを掲載している。

7～8頁については、生徒指導に関する内容であり、生徒指導の基本となる文部科学省の生徒指導提要が改訂され、子どもたちを支える生徒指導をしていくとする国の方針性が示されたため、改訂された生徒指導提要のコンセプトを提示し、記載を充実させている。

9頁については、特別支援教育が通常の学校においても課題となっているこ

とから、全校種共通で徹底すべきことを明記するとともに、各校種ごとに大切にすべきことを新たに掲載している。

10頁については、幼児教育に関する内容であり、非認知能力を育んでいく上で、幼少期からの体験・経験を重要であると捉え、幼児教育施設と小学校との連携等、幼児教育に関わることを新たに掲載している。

11頁については、ICT教育に関する内容であり、ICT教育の推進に当たり、ICTの積極的な活用から効果的な活用へと発展させていく上で大切にすべきことを提示し、学力向上等のためにどのように効果的に活用するかということを新たに掲載している。

12頁については、健康・体力に関する内容であり、「スポーツごころ」をキーワードにして、体力の向上とともに、運動の楽しさを実感できるような実践の積み重ねを提示し、記載を充実させている。

13頁については、人材育成に関することで、大量退職・大量採用によって教員の年齢構成が大きく変化している中での人材育成が、学校運営上・学校教育上で大事なことであると捉え、教員自身が主体的・対話的で深い学びを追究していく手立てを提示し、記載を充実させている。

14頁については、社会教育との連携に関する内容であり、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に向け、後ほど説明する「社会教育を推進するために」との関わりを意識し、記載を充実させている。

15頁については、系統的な保育・学習指導に関する内容であり、学習指導要領のキーワードの一つである「社会に開かれた教育課程」の実現を「カリキュラム・マネジメント」の側面と関連させて掲載している。

以上が、「学校教育の重点」の改訂要旨である。

【杉本社会教育課長の報告】

○ 令和6年度の「社会教育を推進するために」について報告する。

『令和6年度「社会教育を推進するために』と題した冊子を御覧いただきたい。

1頁については、「第2期京都府教育振興プラン」との関連性を示し、京都府の社会教育が目指す方向性を説明している。

2頁については、京都府の社会教育が目指す生涯学習社会の実現に向けた取組として、方向性を示した概念図をシンプルに掲載している。

京都府の社会教育が目指したい、学校や地域における様々な方々との人づくりやつながりづくり又は地域づくりについて、その望ましい循環によって地域における多様な学びや活動が充実し、その学びを次の活動に生かしていくという人がつながる地域づくりの在り方を、目指したい地域の姿としてシンプルにまとめ、「生涯学習の振興」「家庭の教育力の向上」「地域社会の教育力の向上」「人権教育の推進」という4つの柱を設け、その実現を目指していくこととしている。

3頁から6頁については、4つの柱について説明している。

柱ごとに「目標」「京都府の今」「目標へのアプローチ」といった項目を設け、「目標」では、目指したいことを端的に示し、「京都府の今」では、府民調査のデータを掲載してその数値への対応を説明することで事業推進の根拠とし、「目標へのアプローチ」では、項目立てにより方向性を示し、それぞれ府

教育委員会が取り組む具体的事業を整理して記載している。

その他、特に積極的に取り組むアプローチを「重点項目」として示し、「第2期京都府教育振興プラン」との関連を番号で示すとともに、二次元コードも掲載している。

7頁については、学校教育課長からも一部説明があった、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」であり、その推進啓発のため、今回も前回と同様に「学校教育の重点」とともに掲載し、右下には具体的な事例紹介を加えている。

続いて、「概要版」と題した1枚ものの資料を御覧いただきたい。

先ほど説明した冊子では情報量が多いため、内容を絞った概要版も合わせて作成したものである。

ここでは、社会教育とはどうような内容なのか、どのような方向性で進めていくことが大切なのかを紹介し、まずは興味を持って知ってもらえるよう、社会教育のより幅広い周知を図ることを目的としている。

概要版では、冊子版を基に記載する情報を絞り、社会教育が目指していることを伝えるとともに、二次元コードを活用してすぐに冊子版の情報にアクセスできるような構成にしている。

これら冊子等については、社会教育関係者、学校教育関係者等に配付し、社会教育への理解をより深めていただくとともに、より幅広い世代に参画していただけることを目指していきたい。

【質疑応答】

○ 小畠委員

前年度に報告を受けた令和5年度の「学校教育の重点」及び「社会教育を推進するために」と比べ、更新された施策等が数点あったが、これは新陳代謝ということか。また、新設施策については、施策が増えているのか。

○ 中村学校教育課長

新設した部分は純増の内容であり、生徒指導の項目においても、内容を膨らませており、令和5年度の施策から削られたものはない。

○ 小畠委員

それぞれの推進方策において現状を示す項目が設けられ、京都府の教育における課題と上手く進歩している部分が記載されており、わかりやすい。

ICTの効果的な活用の項目では、京都府はICT端末の活用頻度は高く、ICT教育が全国的に見て進んでいると理解していたが、「教員のICT活用指導力については、全国の状況に比べて下回る傾向にある。校務の情報化においてクラウドの活用が進んでいないことも要因と考えられる。」といった課題も捉えたよく分かる資料であるため、こうした現状も教育関係者で共有し、力を注いでいくことは大事なことであると思う。

教育行政は、文部科学省が定めたベースの下、全国一律で取り組む内容と、その上でそれぞれの地域の特性を踏まえて特徴ある教育を伸ばしていく内容の二段構造であり、そういう意味で京都府の特徴を見れば、「京都府学力・学習状況調査～学びのパスポート～」は全国に先駆けて実施している取組であり、幼児教育においても、推進部門を作つてしっかりと取り組み、ICTの活用においても児童生徒は進んでおり、コミュニティ・スクールの取組も進んでいる

等、京都府の強みの部分は皆が共有しなければならない。

特別支援教育においては、学校施設は充実してきているが、インクルーシブ教育は全国レベルに負けない新しい流れを創っていかなければならないという課題も読み取れてくる。

教育委員としては、京都府の強みや全国と京都府の違いをしっかりと頭に入れておく必要があると感じている。

次に、人材育成については、新規採用の教員確保が難しい中、それを補うベテランの力は必要であり、例えば、管理職が定年延長で役職を降り、教員として教壇に立つことは風土的に難しい面が見えるが、定年延長が定着する中、ベテランをフルに使うという視点での人材教育も大事ではないか。

続いて、社会教育については、生涯学習の振興の項目において、高齢者の学びがあまり見えない感じで、学校の少し外の枠組みに対する教育という視点が強い感じがする。長寿社会における生涯教育というのは、高齢者が生きがいを持って生きていくというか、そのためのベースになる趣味等に生きる勉強が大事になると思うが、冊子の3頁を見れば、その辺りに対する年齢軸が短すぎる感じがする。

○ 中村学校教育課長

学校教育については、課題を多く指摘しすぎると現場の元気がなくなってしまうので、強みもしっかりと評価することが大事である。

そういう意味では、例えば、冊子の5頁から6頁の学習指導に関する現状の項目において、「学力充実の取組により、D層の児童瀬生徒の割合が全国平均と比べて少ない状態を維持している。」という京都府の強みもしっかりと記載する等、こうしたことを全体的に意識して記載している。

また、義務教育の全国一律の制度に関わるところと、京都府ならではのところもそれもあり、そういった意味で、「京都府学力・学習状況調査～学びのパスポート～」を含め、京都府ならでの取組をしっかりと記載し、全国と比べた京都府の位置付けを数字で示すことも全体的に意識して作成した。

冊子9頁の特別支援教育に関するところでは、インクルーシブ教育は重要であるからこそ、特別支援教育の関係者に限らず、全学校の教職員に特別支援教育の課題や今後の方向性を周知するため、新たに作成した項目であり、インクルーシブ教育についてもしっかりと記載している。

人材育成については、冊子13頁に掲載しているが、若手育成に限らず、ベテランを含めてのノウハウ等の継承は大事なことであり、「OJTの充実を目指して」の項目において、「全ての世代の人材育成を図ること」や「管理職やベテラン教員の指導助言をわかりやすく若手に伝えること」を記載し、現場へのメッセージとして伝えていくものである。

○ 杉本社会教育課長

冊子3頁の生涯学習の振興において、年齢軸については確かにわかりにくいところがあるが、事業としては、公民館の活動等で具体的に高齢者の学びも対象としており、今後、より具体的な掲載に努めていきたい。

(3) 議決事項

ア 第3号議案 教職員の懲戒処分について【非公開】

(4) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会委員会會議規則第15条第1項第1号)

議決事項アについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(5) 閉会

教育長が閉会を宣告

